第十一条第三項第十四号イ(3)(ii)	場合	場合（農林中央金庫が法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（以下この(ii)において「銀行法」という。）第二十七条若しくは第二十八条の規定により法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合又は銀行法第五十六条の五十六第一項の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合を含む。）
第十一条第三項第十四号イ(4)	農林中央金庫等	農林中央金庫等又は特定承継会社
第十一条第三項第十四号イ(5)	場合において	場合（法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（以下この(5)において「銀行法」という。）第五十二条の五十六第一項の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合を含む。）において
第十一条第三項第十四号イ(7)(ii)	第二十七条	第二十七条（法附則第三十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）
	第五十二条の五十六第二項	第五十二条の五十六第二項（法附則第三十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）
第十一条第三項第十四号ロ	者	者（農林中央金庫が法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあっては、その取消しの日から五年を経過しない特定承継会社であった者）

（経由官庁）

第四十二条　特定承継会社は、法（法附則第三十三条の規定により特定承継会社に適用される法令を除く。以下この項において同じ。）、令（令附則第二十四条の規定により特定承継会社に適用される命令を除く。）又はこの命令の規定による認可又は承認に関する申請書その他法又はこの命令に規定する書面（次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該特定承継会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあっては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所（次項において「財務事務所等」という。）の管轄区域内にある場合にあっては財務事務所長又は出張所長（次項において「財務事務所長等」という。）とする。）を経由して提出しなければならない。

2　特定承継会社は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該特定承継会社の本店の所在地を管轄する財務事務所長等があるときは、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

附　則

この命令は、平成二十八年八月一日から施行する。

省　令

○農林水産省令第五十二号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十七条の二の規定に基づき、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「金融庁長官」を「管轄財務局長（当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）をいう。第二百三十六条の二において同じ。）（第六十三条第一項第九号、第二項及び第三項の規定に係るものについては、農林水産大臣及び金融庁長官）」に改める。

第六十三条第二項中「農林水産大臣」を「行政庁」に改める。

第二百三十六条の次に次の一条を加える。

（経由官庁）

第二百三十六条の二　法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、この省令の規定による承認に関する申請書その他この省令に規定する書面（次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、管轄財務局長（当該組合の主たる事務所の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあっては、財務事務所長又は出張所長（次項において「財務事務所長等」という。）を経由して提出しなければならない。

2　法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、申請書等を管轄財務局長に提出するときは、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所長等がある場合にあっては、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年八月一日から施行する。

（承認、申請等に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前に金融庁長官がこの省令による改正前の農業協同組合法施行規則（以下「改正前規則」という。）の規定によりした承認（この省令による改正後の農業協同組合法施行規則（以下「改正後規則」という。）の規定により財務局長又は福岡財務支局長（以下「管轄財務局長」という。）がすることとなるものに限る。）は、管轄財務局長がした承認とみなし、この省令の施行前に改正前規則の規定により金融庁長官に対してした申請その他の行為（改正後規則の規定により管轄財務局長に対してすることとなるものに限る。）は、管轄財務局長に対してした申請その他の行為とみなす。

○経済産業省令第八十四号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年七月二十九日

経済産業大臣　林　幹雄

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十九条」に、「第十四条」を「第二十条」に、「第二十三条」を「第三十一条」に、「第二十四条」を「第三十二条」に改める。